

台東区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

平成19年3月29日

18台総経第715号

(目的)

第1条 この基準は、台東区(以下「区」という。)が発注する物品の買入れその他の契約(工事の請負及び設計・測量・地質調査の委託を除く。)に係る指名競争入札に参加させようとする者(以下「入札参加者」という。)の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(指名の判断事項)

第2条 契約担当者(東京都台東区契約事務規則(昭和39年6月台東区規則第13号)第2条第2項に規定する「契約担当者」をいう。以下同じ。)は、東京都台東区契約事務規則第34条第1項の規定に基づく競争入札参加資格者について、次の各号に掲げる事項を調査の上、第3条により指名するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 区における指名及び受注の状況
- (3) 他の官公庁等における契約実績
- (4) 既発注契約の履行状況
- (5) 発注契約における地理的条件(営業所の所在地等)
- (6) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) その他発注契約に対する履行能力

(指名方法)

第3条 契約担当者は、前条により適格性を有すると判断された者について、発注契約の予定価格に応じて、会社の規模、売上高、実績等を調査し、一般財団法人GovTech東京が調製する競争入札参加資格者名簿に登載されたものの中から指名するものとする。

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を、優先して指名することができる。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業に該当する者
- (2) 区内に本店若しくは支店又は営業所を有する者

(指名の制限)

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。

- (1) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成19年3月26日付18台総経第696号)に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者

(5) 発注契約と同種の契約を区を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注契約が不履行となるおそれがあると認められるもの

(6) 同一の発注契約において、事業協同組合を指名した場合の当該事業協同組合の組合員

(7) 前各号のほか、第 2 条各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

第 5 条 指名する業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約担当者は、契約の性質又は目的により必要と認められる場合は、これによらないことができる。

付 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【 別 表 】

予 定 価 格		指名業者数
1,000 万円以上		10 社以上
700 万円以上	1,000 万円未満	8 社以上
500 万円以上	700 万円未満	7 社以上
300 万円以上	500 万円未満	6 社以上
100 万円以上	300 万円未満	5 社以上
50 万円以上	100 万円未満	3 社以上
30 万円以上	50 万円未満	2 社以上